き、黒埼地区社会福祉協議会において継続実施する。

(3)合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。

人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業（重度障害者）

(4)合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。

ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業

(5)黒埼町の長寿祝金及び敬老会については、当分の間、現行のとおりとする。

(6)黒埼町の福祉バスの運行については、現行のとおりとする。

(7)保育料については、合併時、黒埼町に居住している保護者に対する経過措置を設け、合併後1年度目から3年度目にかけて調整する。

16-4 国民健康保険事業の取扱い

黒埼町の人間ドック補助金については、当分の間、現行のとおりとする。

16-5 教育・文化制度の取扱い

(1)黒埼町の以下の制度については、現行のとおりとする。

黒埼町給食事業、黒埼中学校自転車通学ヘルメット支給事業、黒埼町ふれあい教育センターの施設開放、黒埼町の体育施設の供用時間

(2)黒埼町の以下の制度については、当分の間、現行のとおりとする。

黒埼町奨学金制度、黒埼町立図書館

(3)就学奨励援助事業のうち、特殊諸学校就学奨励制度については、黒埼町の支給額を下回らないように、新潟市の支給内容の見直しを図る。

(4)黒埼町私立高等学校学費補助制度については、黒埼町の低所得世帯以外の合併時の適用者に対して、卒業するまでの間、現行のとおりとする。

(5)黒埼町公民館及び黒埼町北部地区公民館を除く黒埼町の公民館については、合併までに黒埼町の自治会等への移管に努める。

(6)黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

(7)スポーツの全国大会等出場者激励金については、黒埼町の制度を適用する。

16-6 消防・防災・交通安全制度の取扱い

(1)消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。

(2)黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。

(3)黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

16-7 農業制度の取扱い

(1)黒埼町の以下の制度については現行のとおりとする。

病害虫防除事業、町民農園事業

(2)黒埼町の協業組織育成事業については、合併時に制度の適用を受けている生産組織については、現行のとおりとする。

(3)黒埼町の水稲担い手育成事業補助金については、新潟市の制度に統一する。

ただし、補助要件である組織規模については黒埼町の制度を採用し、補助率・補助対象品目については、新潟市の制度を採用する。

(4)黒埼町農業振興協議会補助については、黒埼地区農業振興協議会として現行のとおりとする。

ただし、今後事業内容を地区協議会、新潟市の事業、外郭団体等に調整区分する。

(5)黒埼町の農業農村活性化推進事業は、当分の間、現行のとおりとする。

(6)各種補助事業の補助率については、現行のとおりとする。

ただし、国・県補助事業のうち、生産組合が事業主体のもの及び単独事業については、新潟市の制度を適用する。

16-8 商業・工業・勤労者制度の取扱い

(1)黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。

ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

①駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。

②街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。

③大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。（ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。）

(2)黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。

中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付

(3)黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

17 合併建設計画

合併後の建設計画は、別添の「新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。

新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）（案）

Ⅰ 新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）の概要

1 趣旨

新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）（以下「まちづくりビジョン」という。）は、黒埼町第4次総合計画を継承するとともに、新潟市第4次総合計画を踏まえて、新潟市と黒埼町の合併に伴う黒埼町地域の「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」を策定し、これを実現することにより両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展を図る、新しいまちづくりの基本的指針となり、具体的な施策の方向を示すものです。

2 構成

まちづくりビジョンは、

Ⅰ 新潟市・黒埼町合併建設計画（まちづくりビジョン）の概要

Ⅱ 合併の必要性と効果

Ⅲ まちづくりの基本方針

Ⅳ まちづくり計画

Ⅴ 概算事業費

Ⅵ 財政計画

で構成しています。

3 期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成13年度から平成22年度までの10カ年計画とします。

Ⅱ 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1)交通機関の発達と生活圏の一体化

今日の社会経済的な変化、特に交通機関の発達により、人々の生活はそれ以前の時代よりもはるかに広域化しています。その結果、生活圏と行政区域との乖離（かいり）から種々の問題が生じ、生活圏全体を対象とした一体的・総合的な都市経営が求められています。

中でも、新潟市と黒埼町とは、既に通勤、通学、買い物では周辺市町村の中で最も一体化が進んでおり、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえるほどになっています。

(2)地方分権・高齢化に備えた行財政能力の強化

今後ますます本格化する地方分権を実行する能力、少子化社会の中での介護保険制度に代表される多様な福祉施策の充実等を考えると、自治体として、より一層、行財政能力を向上させ効率的行政を推進する必要があります。そして、合併はそのための有力な手段と考えられています。

(3)広域的展開と合併

広域行政は、広域市町村圏を単位とした一部事務組合等の広域行政制度を利用することでも可能ですが、総合的な行政主体として、意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適と考えられています。

2 合併の効果

(1)合併の効果

①これまで別々に実施してきた、各種事業の一体的、効率的な整備が可能になります。たとえば、土地利用について、より広い範囲で検討することが可能となり、産業配置や道路、公園、文化・スポーツ施設なども、実際の生活圏に基づく広い視点から一体的、効率的に整備を行うことができます。

②幹線道路など道路網の整備は、合併建設計画に位置づけることで、より一層整備されますし、合併に伴う有利な起債、地方交付税制度を利用して運動公園や保養センターなどの整備を行うことができます。そして、これら道路、公園、保養センターなどは、地域に限らず市民生活全体に寄与するものです。

③黒埼町地域には、保健・福祉や教育・文化、産業など色々の分野